

米国関税措置に対する法的観点からのリスク対策

弁護士 / ニューヨーク州弁護士
手塚 崇史
パートナー



1. はじめに

いわゆるトランプ関税により、従来より高い税率の関税が課される。
同時に現状では、税関における運用の混乱も見られる。

これらの状況下での様々な法的・税務上のリスクとともに
できる限りの対策についてまとめる。



2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(1) 契約リスク

① 想定されるリスク

関税は輸入者に課されるのが原則

- ➡ 関税額の意図せざる上昇により、米国に所在する買主が輸入品の受取を拒否する（金銭的に負担が大きすぎるなどの理由）。
- ➡ ただし、インコタームズDDP*の取引条件の場合には、日本の売主側が思わぬ負担を負うこととなり、商品の納入に困難を伴う場合もあり得る。

* インコタームズの「D型」と呼ばれるもののうち、DDP（Delivery Duty Paid）は、輸入国側の「指定仕向地」において、輸入通関の後、費用と危険負担が移転する規則であり、輸入国側で発生する通関費用や関税に加えて、買主（輸入者）の指定する場所まで商品を運ぶ際の輸送費のすべてを、輸出者が負担するというものである。DDPは、インコタームズの11規則のなかで、もっとも売主（輸出者）の負担が大きい条件といえる。

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(1) 契約リスク

2 対策や留意点

不可抗力を主張する*1 ことが考えられる。

しかし、（契約の準拠法により）

- i. 日本の民法においては金銭の給付を目的とする債務の不履行の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない（民法419条3項）と規定*2。
- ii. 米国法においては、不可抗力条項は狭義に解釈され、当事者の契約においてその事象が具体的に特定されている場合にのみ不履行が免除され*3、契約を履行する当事者の能力に直接影響を与える客観的な事象に適用される。⇒関税額の上昇といった契約当事者の利益に関する事項については適用がないとされる。

*1 主に① 天災地変（地震、津波、洪水、台風、火山噴火、感染症、伝染病など）、② 社会的事変（戦争、暴動、内乱、テロなど）、③ 争議行為（ストライキ、ロックアウト、ボイコットなど）、④ 法令の改廃・制定、⑤ 公権力による命令・処分、⑥ 火災、⑦ 輸送機関や倉庫業者の保管中事故、などが定められていることが多い

*2 そのため、不可抗力の主張は認められない可能性が高い。ただし、民法の当該規定は強行規定ではないと解する余地があるとされている。

*3 Kyocera Corp. v. Hemlock Semiconductor, LLC, 886 N.W.2d 445, 451 (Mich. Ct. App. 2015)、Coker Int'l, Inc. v. Burlington Indus., Inc., 747 F.Supp. 1168 (D.S.C. 1990), aff'd, 935 F.2d 267 (4th Cir. 1991)、Hong Kong Islands Line Am. S.A. v. Distribution Servs. Ltd., 795 F. Supp. 983 (C.D. Cal. 1991) aff'd 963 F.2d 378 (9th Cir. 1992)等の裁判例がある。

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(1) 契約リスク

そこで、明確な契約上の定めを置いておくことを検討すべき

.....

- ① 契約時に関税関連費用条項を定め、契約書が規定する関税の範囲を特定しておくこと
- ② 関税（これは市場価格の変動や原材料の変動なども対象としうる。）が変動することを想定して、当事者間でその変動に伴うリスク負担と、それに基づく価格を調整する条項を契約書に定めること

さらに、債務不履行に関する定めとして、

.....

- ③ 著しい関税の引き上げに伴い契約遂行の目的喪失や商業的履行が困難となる場合には契約を解除等できるようにしておくこと（米国の）法改正に伴い発生したコストの増減に関して契約価格を調整する条項
- ④ （米国の）法改正に伴い発生したコストの増減に関して契約価格を調整する条項
- ⑤ 予見不可能な事情の変更が生じた場合に契約条件の調整や再交渉を可能とする事情変更条項を定めておくこと

などの対応が考えられる。

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(1) 契約リスク

既存の契約については、

- (i) 不可抗力条項の内容、不可抗力の対象を確認するとともに、
- (ii) 不可抗力条項の適用がある場合に、どのような権利義務を有しているかを慎重に確認することが必要。



ただし、関税の変動により、例えば市場から原材料が枯渇したり、供給網が破壊されるなどの、より典型的な不可抗力の状況が生ずることも予想されるところであり、より広範に不可抗力条項の適用を検討することも有用である。

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(2) 税務リスク

1 想定されるリスク

日本の輸出者側で関税相当額分を吸収し、製品価格を安価にして輸出

- ➡ 米国当局から、不当廉売（ダンピング）として不当廉売関税（アンチダンピング関税）*1を賦課（現状、相互関税とは別個に課され得る）
- ➡ 日本の税務当局からは、日本企業の安価販売の価格が正当な価格（すなわち、時価又は独立企業間価格）で販売されていない場合には、輸入者である米国企業に対する寄附金課税*2又は、輸入者である米国企業が日本企業の国外関連者である場合には移転価格税制*3が適用され得る。

- *1 不当廉売関税制度とは、正常価格(輸出国内の販売価格等)より低い輸出価格（ダンピング価格）で販売された貨物の輸入により、輸入国内でこの貨物と同種の貨物を生産する産業（以下「国内産業」という。）に損害等が生じる場合（https://access.trade.gov/Resources/ADCVD_Resources.aspx に掲げられた資料を参照。）に、この輸入貨物に対して正常価格とダンピング価格の差額（ダンピング・マージン）の範囲内で割増関税を課す制度
- *2 寄附金とは、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、法人が行った金銭その他の資産または経済的利益の贈与または無償の供与をいい、損金算入が一部又は全部否認される。
- *3 国外関連者との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、国外関連者との取引が、通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。国外関連者とは、外国法人で、日本法人との間に、持株関係、実質的支配関係又はそれらが連鎖する関係の「特殊の関係」のあるものをいう。持株関係とは、(1)いわゆる「親子関係」として、二の法人のいずれか一方が他方の法人の発行済株式等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有する関係をいい、また、(2)いわゆる「兄弟関係」として、二の法人が同一の者によってそれぞれその発行済株式等の50%以上の株式等を直接又は間接に保有される関係をいう。実質的支配関係とは、例えば、他方の法人の役員の2分の1以上又は代表権を有する社員が、一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している等の事実により、二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係をいう。持株関係と実質的支配関係とが連鎖する関係とは、法人と外国法人との間が、持株関係又は実質的支配関係の一方又は双方で連鎖している関係をいう。

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(2) 税務リスク

2 対策や留意点

不当廉売関税

不当廉売関税が賦課され得るのは、（日本における工場出荷段階での）国内販売価格よりも（米国に向けての工場出荷段階での）輸出価格の方が低く、かつ、米国国内市場に損害が発生している場合。

- ➡ 輸出価格が工場出荷段階における国内販売価格よりも低くならないような程度に抑えること
- ➡ 可能であれば、米国の市場について、損害の状況があるにしても、それはダンピング輸出に基づくものではない、というような根拠を収集（高関税が原因で損害発生など）

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(2) 税務リスク

2 対策や留意点

移転価格税制

国外関連者との間でのみ問題となり得る。

- ➡ 資本関係などの一定の関係がない場合の取引については、移転価格税制は検討する必要なし。
- ➡ 日本の輸出者が安価な価格で販売するような価格調整や、あるいは価格転嫁を米国の輸入者に対して行う場合であっても、この取引価格が独立企業間価格*から乖離しないように留意
- ➡ 価格調整条項：実際の取引価格が独立企業間価格となるように、一定の条件下で実際の取引価格を調整する定めが契約書におかれることが多い。すなわち、複数回の継続的な取引を行っていると、関税に限らず様々な要因によって、結果的に取引価格が独立企業間価格から乖離してしまう状況となることがあるため、それを防止するために、価格を（例えば、期末から一定期間内に）調整するような条項をおくことが多い。そのため、この条項を活用することで、結果的に、関税の変動に伴う価格調整と同様の結果を得ることも可能であると考えられる。

* 独立企業間価格は、国外関連者と取引を行う場合、支配関係がない第三者と同水準の価格で取引すべきという考え方に基づいており、国内の企業が海外の関連会社との間で行った取引に課税するために適用されるみなし価格、すなわち、一定の独立企業間価格の算定方法に基づいて計算される価格のことをいう。取引の状況に応じた最も適切な独立企業間価格の算定方法を用いて、独立企業間価格を算定することが必要となってしまう。

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(2) 税務リスク

2 対策や留意点

移転価格税制



事前確認制度：日米ともに設けられている。すなわち、移転価格税制に関する事前確認（APA: Advance Pricing Arrangement/Agreement）とは、納税者の予測可能性を確保するため、納税者の申出に基づき、その申出の対象となった国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、税務署長等が事前に確認を行うこと。この確認を受けていれば、移転価格税制に基づく更正処分は原則として受けることはない。

- a. **バイラテラルAPA**：国内および国外関連会社のある国の税務当局同士が相互協議をし、合意による独立企業間価格を事前確認する手続き。この2国（さらに多い国数であることもある）から処分を受けることはない。ただし、時間・コスト・専門家の関与が必要。なお、申請しても必ず相手国との合意が得られるとは限らない。
- b. **ユニラテラルAPA**：一方の国の税務当局だけに事前確認を取る制度。バイラテラルAPAに比べると早期に合意が得られ、時間もコストも軽減できる。国外関連者所在地国から移転価格税制によって課税されるリスクが残る。しかし、ユニラテラルAPAで採用した独立企業間価格が妥当なものであれば、相手国の税務当局にも認められる可能性がある（相手国と租税条約が締結されていない場合、相手国にて移転価格税制で課税されるリスクが低い場合などにメリット）

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(2) 税務リスク

2 対策や留意点

寄附金課税

商品の時価と取引価格の差額について適用され得る。国外関連者との間の取引にのみ限定して適用されるような制度ではなく、取引の相手方が法人であれば、適用され得る。また、贈与の意図という主観的要件が必要とされている。

例えば、時価の高い商品について安価で販売したような場合であって、そこに贈与の意図があると認められるときには、日本の輸出者はあたかも時価で商品を販売してその対価を得たものとして日本の税務当局から課税される（実際には時価よりも低い価格しか得ていないのに、時価相当額の収益を得たものとして課税される）。



安価で販売するにしてもなるべく時価と乖離しないように留意すること

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(2) 税務リスク

不当廉売関税と移転価格税制の関係

相互に背反する可能性のある制度。

ある価格で、米国の輸入者である子会社と取引をした場合、その価格について、安価で販売しているとして不当廉売関税を課され得る一方、移転価格税制の観点から、日本の輸出者である親会社に対して対価を支払いすぎである（すなわち、高価で支払いすぎであるということ。対価を高く支払っているのであるから、その分、米国における所得は減少することになり、米国の税務当局が問題視することになる。）として、移転価格税制が適用されることもあり得る。

- ➡ **価格設定を適正にすることが必要である**
- ➡ **価格設定をする際には、国内販売価格、独立企業間価格、時価等を考慮して、かつ、国外関連者との間との取引においては移転価格税制と不当廉売関税制度の双方を考慮した価格とすること**

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(3) コンプライアンス・リスク

① 想定されるリスク

- ➡ 関税率は輸入する商品の種類と原産国によって決定される。よって、原産国が重要。原産国の決定には様々なルールがあり、誤って関税率・関税額が低い又は安い国を原産とすると記載していたような場合には、関税を回避するための迂回輸出と認定され、輸出関係書類や輸入関係書類に虚偽の記載をした（原産国を偽ったなど）と認定をされ、民事罰や刑事罰を科される可能性。
- ➡ 米国の関税当局によって、原産国が輸出者や輸入者による認識と異なる国に認定される結果、追加で関税が賦課。
例：現状では、中国に対して極めて高額な関税が課されているが、日本の企業においては、中国において一定の工程を行ったのちに、日本で最終工程を行って輸出しているような商品について、日本が原産国ではなく、中国が原産国と認定されると、非常に高額な関税が課されることとなる。
- ➡ さらに関税回避や迂回輸出として、行政罰や刑事罰を受けたような場合には、レピュテーションについてのリスク。

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(3) コンプライアンス・リスク

「虚偽請求取締法（False Claims Act/FCA）」について

関税の拡大は、コストの上昇を意味するだけではなく、輸入業者のコンプライアンスに対する監視の強化も必要になる。そのため、関税に関連した「虚偽請求取締法（False Claims Act/FCA）」*1による訴訟や、その他の取締りが強化される可能性がある。

- 通関法違反を根拠とするFCA訴訟は、FCAの3729条(a)(1)(G)に基づいており、これは「リバース・フォルス・クレーム（逆虚偽請求）」と呼ばれている。同条は、政府への支払い義務を「故意に」回避することを禁じており、この「故意に」という基準は広く定義されており、明確な詐欺の意図は必要とされていない。
- また、FCAは、「内部告発者（whistleblowers）」、すなわち、クイ・タム告発者（qui tam relators）が、アメリカ合衆国を代表してFCA違反を申し立て、訴訟を起こすことができるとしている点も特徴的である。告発者は、回収された資金の一部または報奨金を受け取ることができるため、告発者には強い経済的インセンティブが生じ、実際、米国司法省（Department of Justice/DOJ）のFCA訴訟事件の大半は、告発者が主導した事件で占められている。クイ・タム告発者は企業の現職または元従業員などの内部関係者が多くを占めているが、現在では、データからFCA違反を探し出す「プロ」の告発者や、競合他社による提起も見られるようになってきているとされる。特に通関関連のFCA請求においては、こうした競合による動きが顕著であるとのことである*2。

*1 FCAは連邦政府に対する詐欺行為を防止するために使用されてきた法律で、通常は政府との契約業者や、メディケア・メディケイドの請求を行うヘルスケア産業関係者に影響を与える法令と考えられているが、最近では、政府契約やヘルスケア産業と何らの関係がない輸入業者に対しても、通関違反を理由に適用されるケースが増えつつある。

*2 <https://www.morganlewis.com/ja/pubs/2025/02/us-administration-tariff-expansion-potential-false-claims-act-actions-and-other-enforcement-implications> 参照

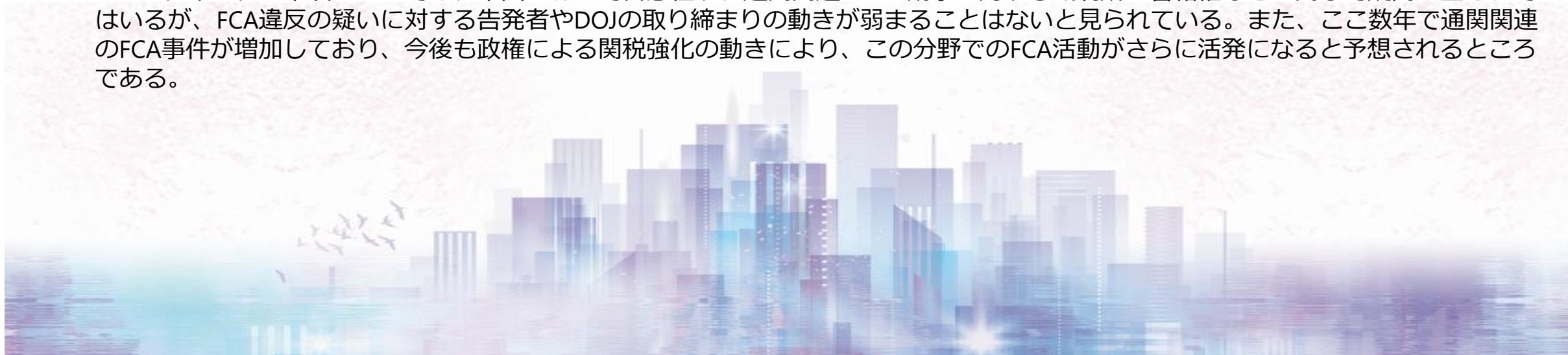
2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(3) コンプライアンス・リスク

- 国際貿易においては、FCA違反の容疑は(1)輸入製品の関税評価額の過小評価、(2)輸入製品の分類または種類の虚偽表示、(3)輸入製品の原産国の虚偽表示、が典型的に多いとされる。
- FCAに基づく責任が認定された場合の影響には、三倍賠償（treble damage）や請求ごとの金銭的罰則が含まれるため、裁判前に却下もしくは取り下げられなかったFCA訴訟の多くは、和解によって解決されることが一般的である。通関関連の事案においても、FCA違反の疑いにより、エンジニアリング会社、製造業者、アパレル会社、その他の輸入販売業者によって、数百万ドル規模の和解が行われた例が多数ある。

- ☑ FCAのクイ・タム条項については、米国において合憲性や、通関関連のFCA請求に対する裁判所の管轄権などに関して疑問が呈されているが、FCA違反の疑いに対する告発者やDOJの取り締まりの動きが弱まることはないと見られている。また、ここ数年で通関関連のFCA事件が増加しており、今後も政権による関税強化の動きにより、この分野でのFCA活動がさらに活発になると予想される場所である。



2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(3) コンプライアンス・リスク

2 対策や留意点



米国の原産地規則を慎重に検討する必要があるが、米国国内法と条約（日米貿易協定やUSMCA）では異なっていることがある上、米国の国内法における原産地決定のルールは日本のそれとは異なっている点があることにも留意

- 米国に輸入される外国の商品については、原産国を明記することが求められている。そして、原産国の判定のルールは米国国内法で規定されている*。
- 特に、中国で初期工程や前工程を行っている場合であって、その後日本で完成のための工程を経ているような場合には、原産地が中国となるか日本となるか要確認

* 従前は、実務的には輸出者の判断に従って輸入申告がなされているものと思われ、米国国内法にはあまり注意が向けられてこなかったという状況にある。これは、世界貿易機関（WTO）の基本原則の一つで、ある国が他の国に対して与える最も有利な待遇を、すべての加盟国にも同様に与えなければならないというルール（関税と貿易に関する一般協定1条）である最恵国待遇により、経済連携協定や自由貿易協定等を除いて、基本的にどこの国から輸入しても同じ製品である限り（正確には同じ関税分類になる限り）関税率は原則同じとなり、米国の当局にとっても原産国をことさら重視する必要はなかったことも一因であるとも考えられる。

2. 米国関税措置に対する貿易上の法的リスク



(3) コンプライアンス・リスク

2 対策や留意点

米国国内法のルールにより原産地は日本とは異なり、事例ごとに判断をすることが必要である。特に、複数の国で生産工程が行われる場合には、なお一層事例ごとに判断する必要性が高まるといえる。このため、どこの国でどのような工程が、どこの国の原材料等を用いて行われているのかなど、サプライチェーンの正確な把握が重要

輸出者において原産地の記載をどのような基準で行っているかを確認し、修正が必要な場合には早急に輸入者と協議する（日本で単純な工程のみが行われているに過ぎないとか、あるいは日本で工程が全く行われていないにもかかわらず日本産と表示していないかなどの問題を把握）

参考～米国の原産地規則の概要（日本との比較）



- ☑ 例えば、日米貿易協定においては(i)完全生産品（日本・米国又は両国において完全に得られ又は生産される産品（動植物、鉱物資源等））、(ii)原産材料からのみ生産される産品（日本・米国又は両国において原産材料のみから完全に生産される産品）、及び(iii)品目別原産地規則を満たす産品（日本・米国又は両国において非原産材料を使用して完全に生産される産品であって、当該非原産材料が協定上の品目別原産地規則（PSR）の要件を満たす産品）が協定上の原産品と認められる*1。米国の国内法では、原産地規則は、米国税関・国境警備局（Customs and Border Protection : CBP。以下「米国税関」という。）によって所掌され、それぞれの法分野において適用されるべき規則が個別に指定されているという状況にある。それらの規則の多くは抽象的で、具体的な適用については判例法として事例毎に確立された解釈を引用することになる。そのため、詳細は割愛するが、米国においてはおおむね実質的変更がなされた場合に、その変更がなされた地が原産国となる、とされている*2。実質的変更とは、製品の名称、特性又は用途とは異なる名称、特性又は用途に変更された場合を指すとされている*3。そのため、事例ごとに検討する必要があるのであるが、少なくとも単純な組み立て、ラベルの貼付、塗装等では実質的変更とはならない。
- ☑ 一方、日本でも実質的変更がなされた場合にその地が原産地とされるが、日本の場合には、(i)実質的変更の判断には、HS号又は項の変更を用いる、(ii)関税分類変更のみで実質的変更を明確に定められない場合、補足的な基準として付加価値、加工工程を用いる*4 とされている。このように、原産地規則は日米でかなり異なる。

*1 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/japan-us-agreement/gensanchi_kanni.pdf 参照。

*2 19 C.F.R. § 134.1(b) (<https://www.ecfr.gov/current/title-19/chapter-I/part-134/subpart-A/section-134.1>)

*3 19 C.F.R. § 134.35 (<https://www.ecfr.gov/current/title-19/chapter-I/part-134/subpart-D/section-134.35>)

*4 https://www.kanzei.or.jp/sites/default/files/pdfs/report/roocom_020200.pdf 参照。

その他の対応策



- ☑ 実質的変更を行う地を変更することにより、原産地を変更して関税負担を軽減することも対応策とはなるが、上記のとおり、米国の原産地規則は実質的変更については抽象的な基準が規定されているのみで、判例等を参照しつつ事例ごとに判断する必要があるため、生産拠点の変更が、真に実質的変更を伴うものであるか慎重に検討しなければならない。
- ☑ また、米国内に生産拠点を移転することについても原材料の米国への輸入には高率の関税が賦課され得ることには留意が必要である。物流拠点の変更だけでは、原産地の変更とならないことから、関税負担の低減の観点からは意味がないことになる。
- ☑ 関税分類に関しては、事前教示制度と呼ばれる制度を利用。
事前教示制度とは、貨物の輸入をしようとする者等が、輸入の前に米国の税関に対して、当該貨物の関税分類（税番）、原産地、関税評価及び減免税についての照会を行い、その回答を受けることができるとするものである。輸出者においても利用可能である。事前にこれらの事項について把握できるので、予測可能性が担保され、通関においても適正かつ迅速な申告が可能となる。

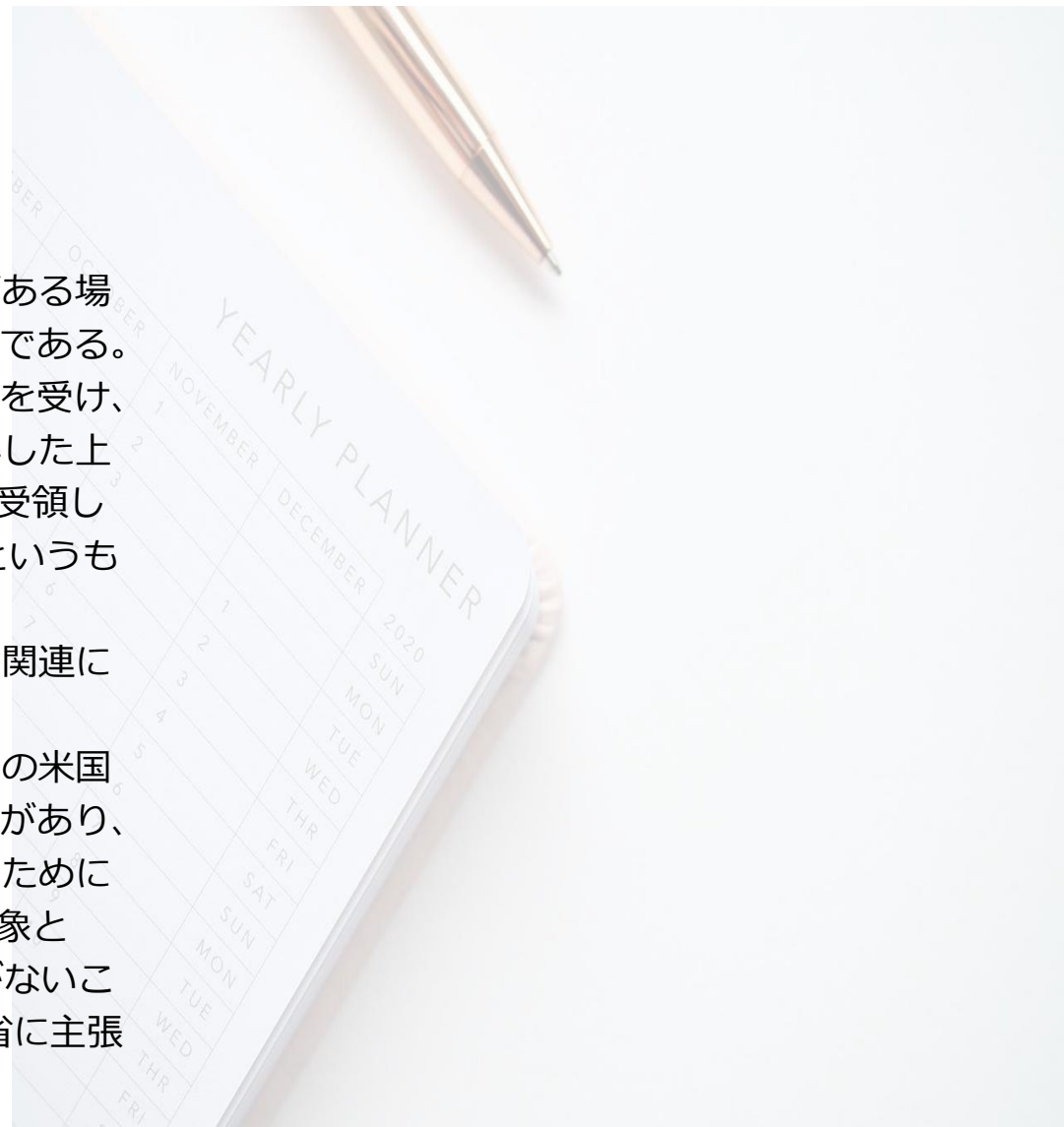


米国の追加関税は、鉄鋼やアルミなどについては、米国の通商拡大法232条に基づくものである。

同条は、ある製品の米国への輸入が米国の国家安全保障を損なうおそれがある場合、関税の引き上げ等の是正措置を発動する権限を大統領に付与する規定である。手続きの概要は、米国の商務省は、米国産業の申請若しくは他省庁の要請を受け、又は職権で調査を開始し、必要に応じて利害関係者から情報・意見を取得した上で、270日以内に調査結果を大統領に提出し、米国大統領は、当該結果を受領してから90日以内に、関税の引き上げ等の是正措置を発動するか判断するというものである。

米国は、国家安全保障を理由としても追加関税を課しており、安全保障法関連についても配慮する必要があるようにも思われる。

同条に基づく追加関税といった措置を講じるためには、上記のように製品の米国への輸入が米国の国家安全保障を損なうおそれがあることを認定する必要がある。軍需用製品ではない民生製品について同条に基づく措置発動を正当化するためにはしかるべき理由が必要。そこで、自社製品が通商拡大法232条調査の対象となった場合を念頭に、(i)自社製品は米国の国家安全保障を損なうおそれがないことや、(ii)追加関税等の輸入規制は対応策として望ましくないことを商務省に主張するための証拠やロジック等を可能な範囲で準備しておくことも一案。



ご清聴いただき
誠にありがとうございました

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル（総合受付 16階）
Tel: 03 5501 2111（代表） Fax: 03 5501 2211



お問い合わせ

弁護士 手塚 崇史

（第一東京弁護士会）

E-mail:

takashi.tezuka@aplaw.jp



※ 本セミナーの内容は、一般的な情報提供を目的としており、個別案件についての法的助言ではありません。お問い合わせ等は、上記弁護士までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

当事務所に関するリーガル・ノーティス

1. 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（当事務所）は、①渥美坂井法律事務所弁護士法人（第二東京弁護士会所属、代表社員弁護士渥美博夫）（以下「当弁護士法人」といいます。）と当事務所に所属する多くの外国法事務弁護士とが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」といいます。）に定める外国法共同事業を行い、②当弁護士法人と、日本の民法上の組合である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（代表弁護士坂井豊）（以下「組合組織」といいます。）の各弁護士とが、共同事業を行い、法律事務所を共にするものです。さらに当弁護士法人と、組合組織の各弁護士は、ヤンセン外国法事務弁護士事務所のマークス・ヤンセン外国法事務弁護士（ドイツ連邦共和国法）と外弁法に定める外国法共同事業を行います。当事務所とその外国法共同事業は、日本の弁護士（イングランド及びウェールズ事務弁護士である者を含みます。）に加え、ニューヨーク州、カリフォルニア州、インド、オーストラリア クィーンズランド州の法を原資格国法とする外国法事務弁護士を擁しています。州法を原資格国法とする外国法事務弁護士はその国の連邦法についても助言を提供することができます。当事務所では、弁護士と、それぞれの登録に係る原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする外国法事務弁護士とが協働して業務を行っています。

当弁護士法人はまた、ロンドンオフィスとして英国子会社たるAtsumi & Sakai Europe Limited（Director: 金久直樹日本国弁護士）を有するとともに、ニューヨーク提携オフィスとしてAtsumi & Sakai New York LLP（代表パートナー：パニー・L・ディクソン外国法事務弁護士（ニューヨーク州法））を有し、これらのオフィスを通じても助言を提供しています。また日本においてA&S福岡法律事務所弁護士法人（パートナー：臼井康博弁護士）と提携関係を有するとともに、フランクフルトオフィスたるドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人たるAtsumi & Sakai Europa GmbH - Rechtsanwälte und Steuerberater（現地代表：フランク・ベッカー ドイツ連邦共和国弁護士及び花岡美幸 ドイツ連邦共和国税理士）とも提携関係を有しています。

2. 法律問題に関する助言等について

当事務所による別段の明示がない限り、法律問題に関する当事務所のいかなる助言その他意見の表明も、(i) 日本法、又は当事務所の外国法事務弁護士の登録に係る原資格法以外の外国法に関するものは当事務所の特定された弁護士の、(ii) かかる原資格国法に関するものは当該法をその登録に係る原資格国法とする当事務所の特定された外国法事務弁護士の、判断においてされるものです。